

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。

※②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所 宮古支部 執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ, ヌ) 第〇〇号	物件番号 〇. 〇 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 ☐ この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。		
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

盛岡地方裁判所宮古支部

裁判所書記官 工 藤 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 2 0 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 月 2 7 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 2 9 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 盛岡地方裁判所宮古支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 1 2 日 午後 1 時 1 0 分 場 所 盛岡地方裁判所宮古支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 2 月 1 9 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	22,700,000 18,160,000	一括	4,540,000	210,813	0
1	7,890,000				
2	14,810,000				

物 件 目 録

1 所 在 宮古市田鎖第1地割
地 番 2番5
地 目 宅地
地 積 1306.86平方メートル

所有者 A

2 所 在 宮古市田鎖第1地割 2番地5
家屋 番号 2番5
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 69.71平方メートル
2階 52.99平方メートル

(現況)

構 造 木・軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建

所有者 B



物件明細書

令和 7年10月29日

盛岡地方裁判所宮古支部

裁判所書記官 工 藤 保

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件債務者兼所有者Bが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

売却対象外の土地（地番5番5）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「[引渡命令の詳細説明](#)」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 宮古市田鎖第 1 地割
地 番 2 番 5
地 目 宅地
地 積 1 3 0 6 . 8 6 平方メートル

所有者 A

2 所 在 宮古市田鎖第 1 地割 2 番地 5
家屋 番号 2 番 5
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
床 面 積 1 階 6 9 . 7 1 平方メートル
2 階 5 2 . 9 9 平方メートル

(現況)

構 造 木・軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

所有者 B



令和7年(ケ)第6号
令和7年8月4日受理
令和7年9月22日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所 宮古支部
執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 宮古市田鎖第1地割
 地 番 2番5
 地 目 宅地
 地 積 1306.86平方メートル
 所有者 A

- 2 所 在 宮古市田鎖第1地割2番地5
 家屋 番号 2番5
 種 類 居宅
 構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
 床 面 積 1階 69.71平方メートル
 2階 52.99平方メートル
 所有者 B

不動産の表示	「物件目録（物件1、2）」のとおり													
住居表示	(未実施)													
土地	物件1													
現況地目	■宅地（物件1）													
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐													
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者（B（物件2建物所有者） 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり													
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）													
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり													
建物	物件2													
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☒ 構造：木・軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 ☐ 床面積：													
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積：</td> </tr> </table>		{	種類：		構造：		床面積：						
{	種類：													
	構造：													
	床面積：													
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が、本建物を住居として使用し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり													
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）													
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり													
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年（ ）第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>		{	地方裁判所	支部	平成	年（ ）第	号		保管開始日	平成	年	月	日
{	地方裁判所	支部	平成	年（ ）第	号									
	保管開始日	平成	年	月	日									
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり													

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原（物件 1 関係）		
占有範囲	☒ 全部 ☐ 一部（ ）	
占有者	☐ 債務者 ☒ その他の者（B（物件2建物所有者））	
占有状況	☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(A（物件1土地所有者、C（物件2建物所有者Bの妻）の陳述)		
占有権原	☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ☒ 不明	
占有開始時期	令和5年1月25日頃（登記上の物件2建物新築日）	
最初の契約等	契約日	平成 年 月 頃
	期間	平成 年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	平成 年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契約等当事者	貸主	☒ A（物件1土地所有者） ☐ その他の者（ ）
	借主	☒ 占有者（B（物件2建物所有者）） ☐ その他の者（ ）
賃料・支払時期等	毎月金 円（毎月末限り 翌月分支払）	
	☐ 前払（ 分 円） ☐ 相殺（ 分 円）	
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある（ ☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円）	
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		
執行官の意見	☐ 上記のとおり ☒ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり A及びCの陳述によれば、物件1土地所有者であるAに対し、Bは当初から地代等の支払をしていない。物件1土地所有者Aが、Bの配偶者であるCの親であることから、AとBの間に、親族関係を基礎とする黙示の使用貸借契約が存するものと推測される。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 物件1 土地は物件2 建物の敷地として利用されている。
- 2 本土地は、公図上、建設省（現国土交通省）所有の堤（地番5番5）を介して「道」に接面している。
現況、本土地は、路側帯を介して幅員約7.3メートルの舗装市道（田鎖老木線）に接面している。
- 3 物件1 土地には、スチール製カーポート及びスチール製物置が存在する。（土地建物位置関係図のとおり）

■物件2 建物関係

登記上の構造は木造となっているが、現況は、風除室については軽量鉄骨造である。そのため、「木・軽量鉄骨造」と記載している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (物件1土地所有者)	物件2建物は、私の子であるCの夫のBが所有し、私を含む家族で居住しています。物件1土地を使用させるにあたり、対価の受領は、建築当初からありません。物件1土地上の丸くなっている部分は、井戸ではなく、浸透枳です。物件1土地にあるスチール製物置の下の部分には、以前建てていた家の、コンクリートの基礎が残っています。
■C (B (物件2建物所有者) の妻)	物件2建物には、Bが、家族（私と物件1土地所有者であるAを含みます。）で居住しています。Aは私の母です。物件2建物が物件1土地を使用するにあたり、対価の支払は、していないと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年8月4日(月)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料申請
令和7年8月4日(月)	執行官室(郵便)	宮古市役所へ課税関係資料申請
令和7年8月4日(月)	執行官室(郵便)	宮古市役所へ道路照会
令和7年8月25日(月) 10:55~11:10	物件所在地	物件確認、外観調査、Aに聴取
令和7年8月29日(金)	執行官室(郵便)	期日通知送付
令和7年9月18日(木) 10:50~12:00	物件所在地	A、C立会いのもと、物件に立入調査。 評価人同行

(特記事項)

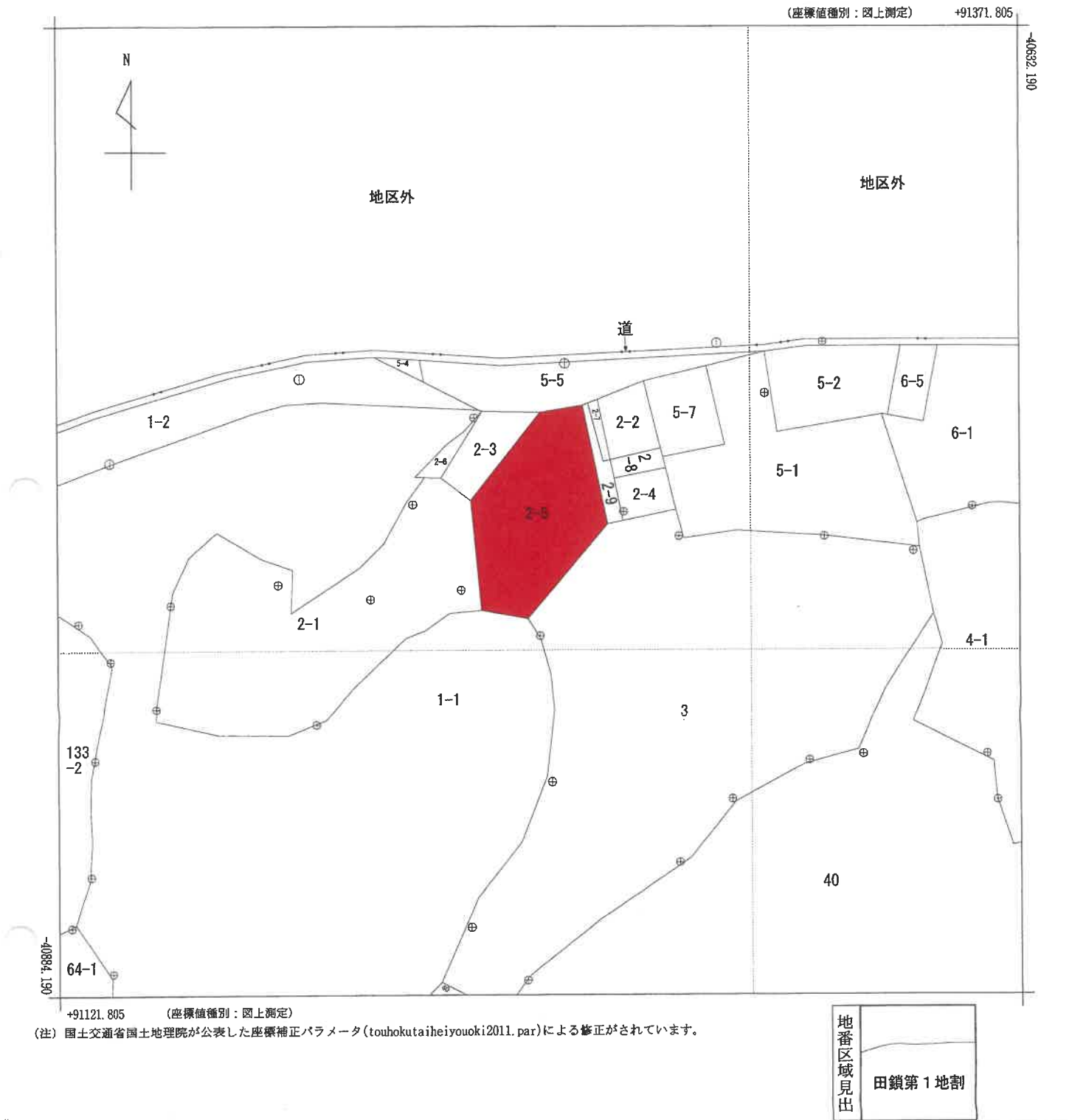
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在であったので、立会人 を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小



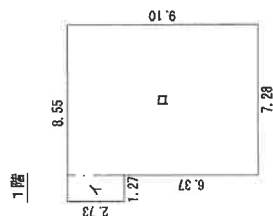
請求部	所在	宮古市田鎖第1地割				地番	2番5			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成8年3月				備付年月日(原図)	平成11年6月18日			補記事項	

各階平面図

建物図面

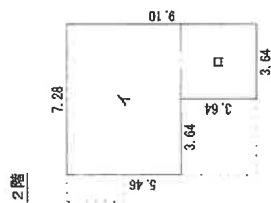
家屋番号 2番5

建物の所在 宮古市田鎖第1地割2番地5



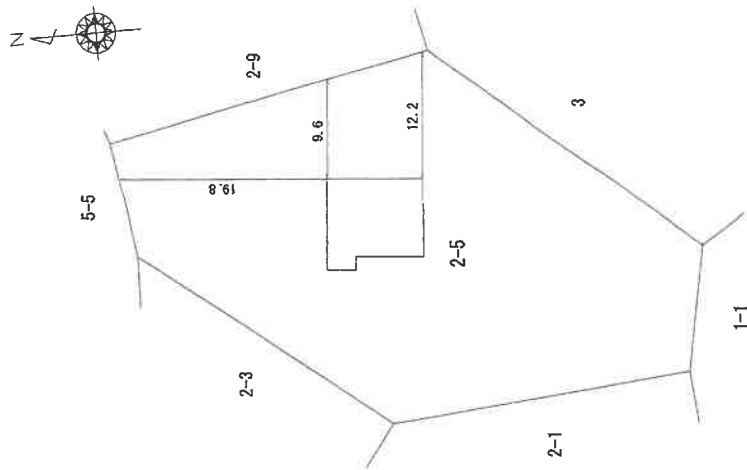
求積表

イ	1.27 x 2.73 =	3.4671
ロ	7.28 x 9.10 =	66.2480
計		69.7151
床面積		69.71㎡



求積表

イ	7.28 x 5.46 =	39.7488
ロ	3.64 x 3.64 =	13.2496
計		52.9984
床面積		52.99㎡



作成者

縮尺 1/250

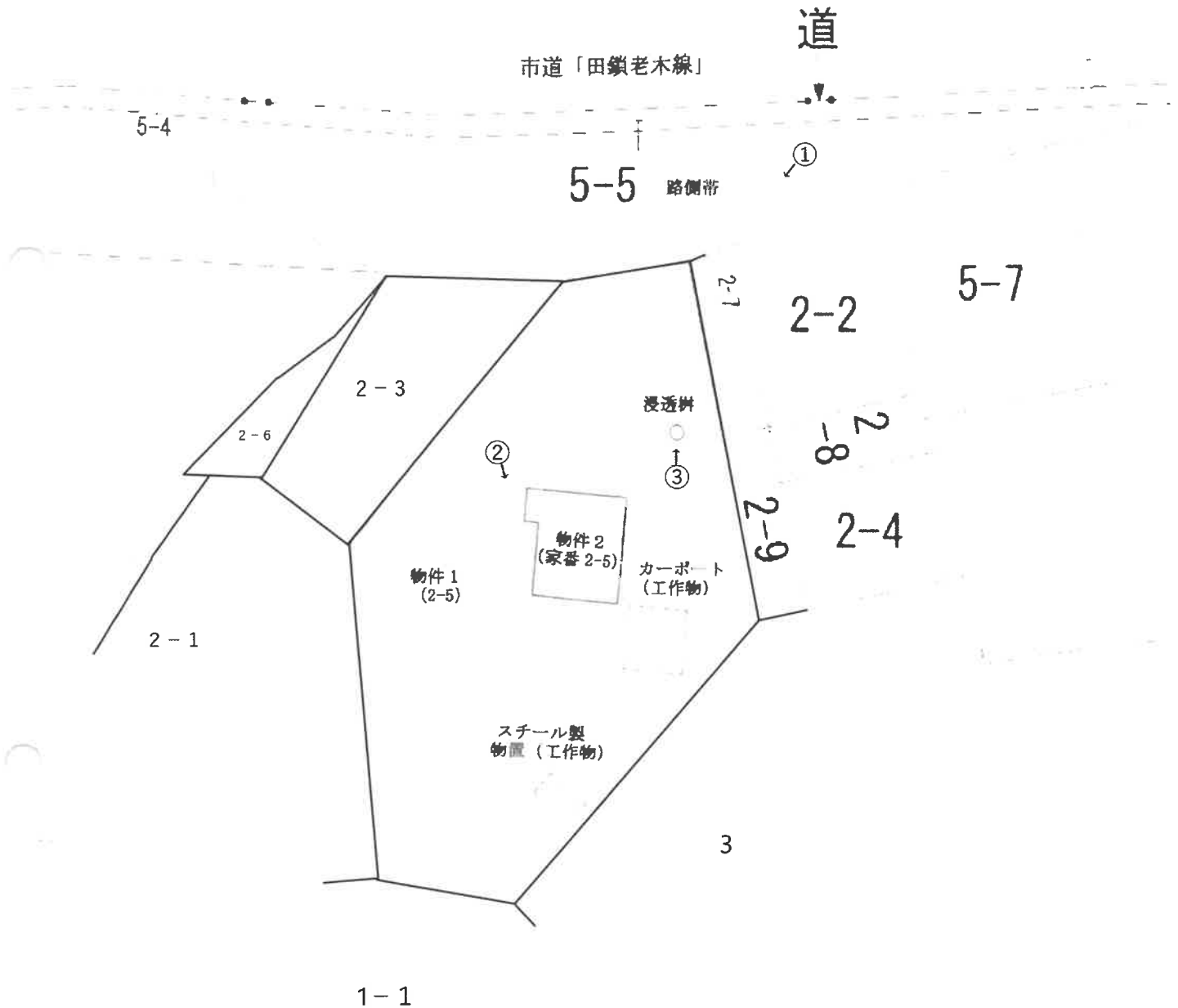
申請人

縮尺 1/500

令和7年（ケ）第6号 土地建物位置関係図

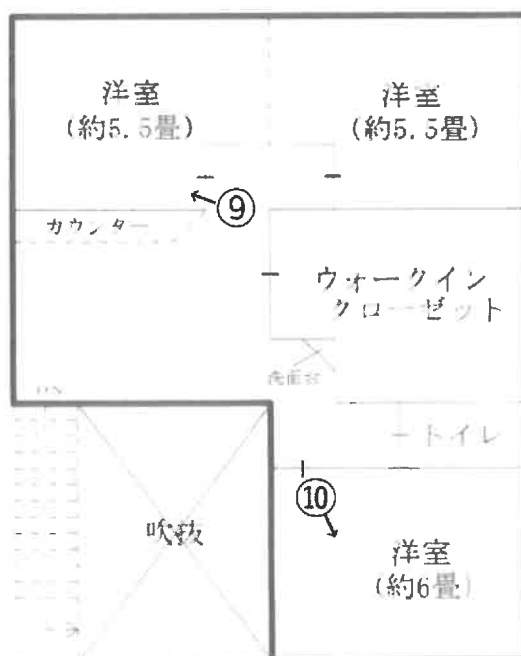
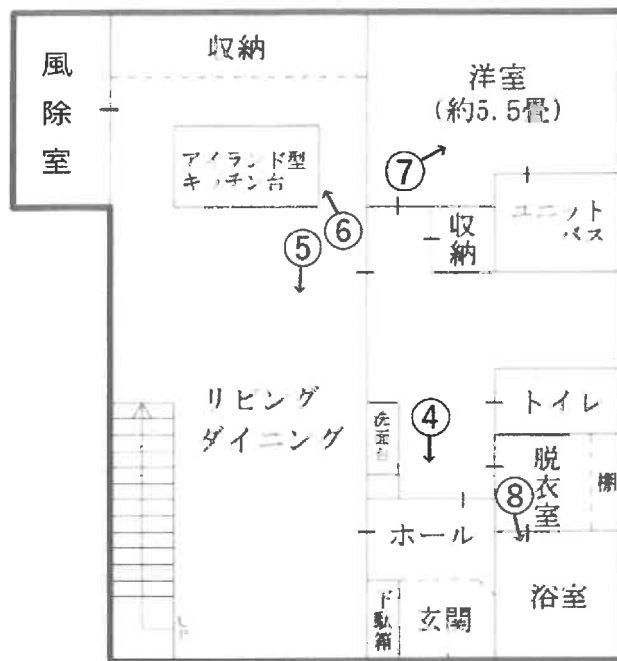


S≒1/500



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。

令和7年（ケ）第6号 物件 2 建物 間取図



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真7



写真8



写真 9



写真 1 0



令和7年(ケ)第
令和7年9月18日
令和7年9月24日

6号
現地調査
評価

盛岡地方裁判所宮古支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
吉田 勇光

第1 評価額

一括価格	
物件1、2	金22,700,000円
内訳価格	
物件1（土地）	金7,890,000円
物件2（建物）	金14,810,000円

- ① 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番 地目積 所有者	宮古市田鎖第1地割 2番5 宅地 1306.86㎡ A	同左
2	所 在 家屋番号 種類 構造 床面積 所有者	宮古市田鎖第1地割2番地5 2番5 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 69.71㎡ 2階 52.99㎡ B	木・軽量鉄骨造合金メ ッキ鋼板ぶき2階建
番号	特 記 事 項		
2	構造は現況欄の通り。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 山田線「千徳」駅の南西方・道路距離約1,670m 最寄バス停「田鎖」の北西方約800m（徒歩約10分） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	対象物件の存する地域は、宮古市中心部から南西郊外に位置する 閉伊川沿いの住宅地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途無指定地域 70% 200% － 宅地造成工事規制区域 土砂災害警戒区域（土石流） 急傾斜地崩壊危険区域
画地条件	地積 間口 奥行 形状 その他	1,306.86㎡ 約11.5m 約5.5m 不整形 中間画地 略等高 平坦地
接面道路の状況	北側幅員約7.3m舗装市道「田鎖老木線」 （建築基準法第42条第1項1号道路） 路側帯を経て接している。	
土地の利用状況等	物件1の土地は、その他の者（B（物件2建物所有者））が後記建物を所有し、占有している。 ・占有者及び占有権原（物件1関係） 現況調査報告書3枚目参照 下記工作物が設置されている。 スチール製物置 … 約4.0m×2.2m カーポート … 約5.4m×5.1m 南端にコンクリート残基礎あり。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 なし （注）「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。	
特記事項	登記簿の履歴及び現地調査の範囲では土壤汚染の端緒は認められなかったが、当該調査は試料採取・分析を行うものではないため、汚染の有無は指定調査機関等の専門家による土壤汚染状況調査でなければ確定はできない。 周知の埋蔵文化財包蔵地「田鎖館（三合並館）」の指定を受けている（試掘調査なし。）。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 令和5年1月25日新築 経過年数 3年 経済的残存耐用年数 27年
仕 様	構 造：木・軽量鉄骨造 屋 根：合金メッキ鋼板 外 壁：サイディング 内 壁：クロス貼他 天 井：クロス貼他 床 ：フローリング他 設 備：電気、給排水設備等一式 その他：－ （注）建物に付属する各種設備については動作確認まではできないため、使用可能か否かは不明である。
床面積（現況）	第3 目的物件記載の通り。
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 建物間取図の通り
品 等	やや優る
保守管理の状態	良好
建物の利用状況	現況は、建物所有者が住居として使用し、占有している。
特 記 事 項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	19,000	0.595	1,306.86	1.00	14,770,000

ア 標準画地価格：類似地域所在の取引事例価格等を比較考量の上、標準画地価格を上記の通り査定した。

イ 個 別 格 差：地積過大 -30.0%、不整形地 -15.0%（相乗積 -40.5%）

ウ 地 積：登記数量を採用。

エ 建付減価補正率：建物と敷地との適応の状態等を考慮の上、建付減価補正率を査定した。

② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	210,000	122.70	0.910	23,450,000

ウ 現 価 率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

定額法：経済的全耐用年数 30 年，経過年数 3 年，経済的残存耐用年数 27 年、残価率 10%で、91%と査定した。

$$= \{ \text{残価率 } 10\% + (1 - 0.10) \times [\text{経済的残存耐用年数 } 27 \text{ 年} \div (\text{経過年数 } 3 \text{ 年} + \text{経済的残存耐用年数 } 27 \text{ 年})] \} = 0.91 \text{ (小数第 3 位四捨五入)}$$

観察減価法：全体として経年相応の減価であり、観察減価を -0%と判断した。

定額法 観察減価

現価率 = $91\% \times (100\% - 0\%) = 91.0\%$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用率等価格を控除し、建物については土地利用率等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用率等価格

物件 番号	建 付 地 価 格 (円) ア	土地利用率等割合 イ		土地利用率等価格 (円) ア × イ ÷ ウ
1	14,770,000	0.10	使用借権	1,480,000

イ 土地利用率等割合：土地利用率等を使用借権と判定し、その割合を 10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用率等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	14,770,000	－1,480,000		0.99	0.60	7,890,000
2	23,450,000	＋1,480,000	1.00	0.99	0.60	14,810,000
一括価格（合計）						22,700,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：コンクリート残基礎が存することによる市場性減退の程度を考慮し、市場性修正 -1%と判断した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 附属資料の表示

位置図

公図写

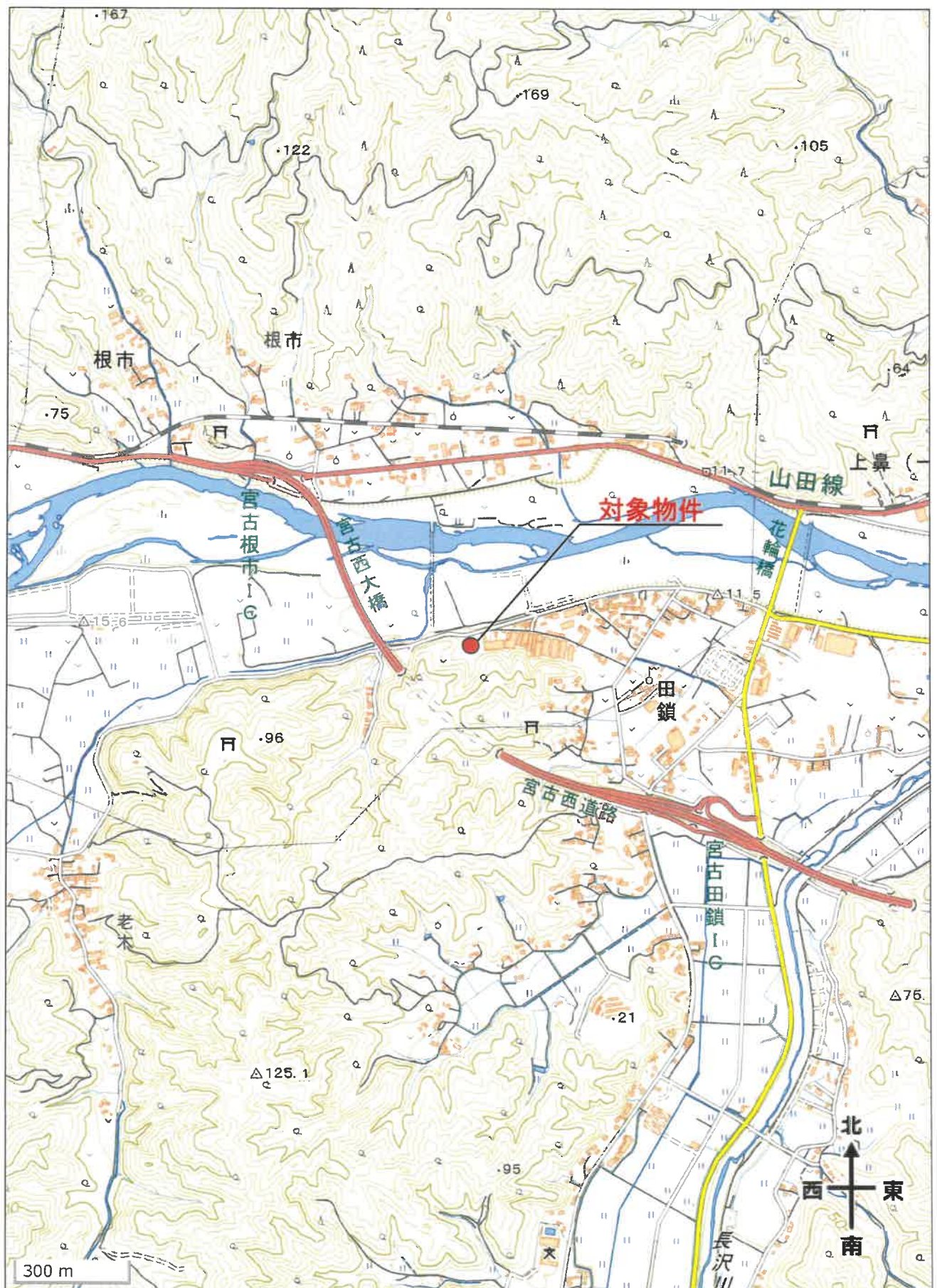
建物図面・各階平面図写

配置図

建物間取図

仮名一覧表

以 上



※国土地理院地図引用一部加工

地理院地図

GSI Maps



※国土地理院地図引用一部加工

A 4 判に縮小

(座標値種別：図上測定)

+91371.805

+40632.190



+91121.805 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ (tounhokutaiheiyououki2011.par) による修正がされています。

地番区域見出し
田鎮第1地割

請求部	所 在	宮古市田鎮第1地割				地 番	2番5			
出力縮	1/1000	精 度 区 分	乙一	座標系番号又は記号	X	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図
作成年月日	平成8年3月			備 付 年月日 (原図)	平成11年6月18日			補 記 事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方法務局宮古支局管轄)

令和7年6月18日

東京法務局

地図整理番号：M89020

登記官

(1/1)

登記年月日：令和5年2月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(盛岡地方裁判所宮古支部審判)
令和7年6月18日 東虎法務局

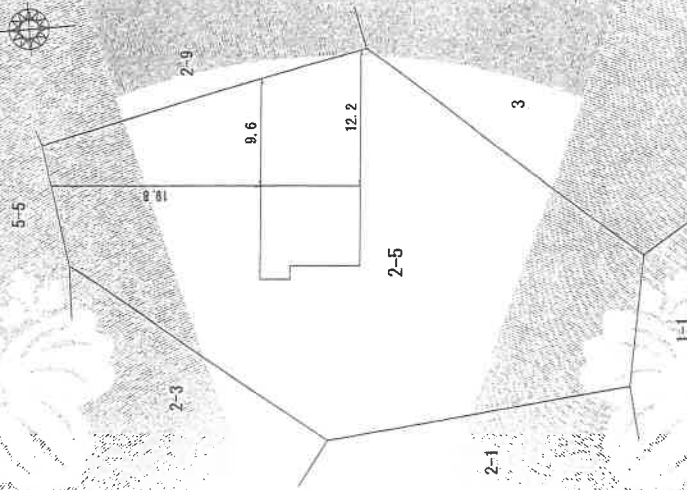
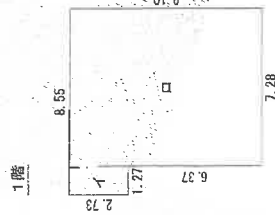
登記官

各階平面図

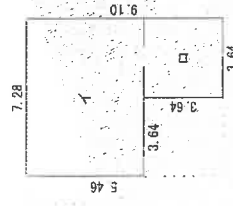
家屋番号 2番5

建物図面

建物の所在 宮古市田鎖第1地割2番地5



2階



求積表

イ 7.28 x 5.46 = 39.7488
ロ 3.64 x 3.64 = 13.2496
計 52.9984
床面積 52.99m²

作成者

土地調査士
家屋

(令和5年2月7日作成)

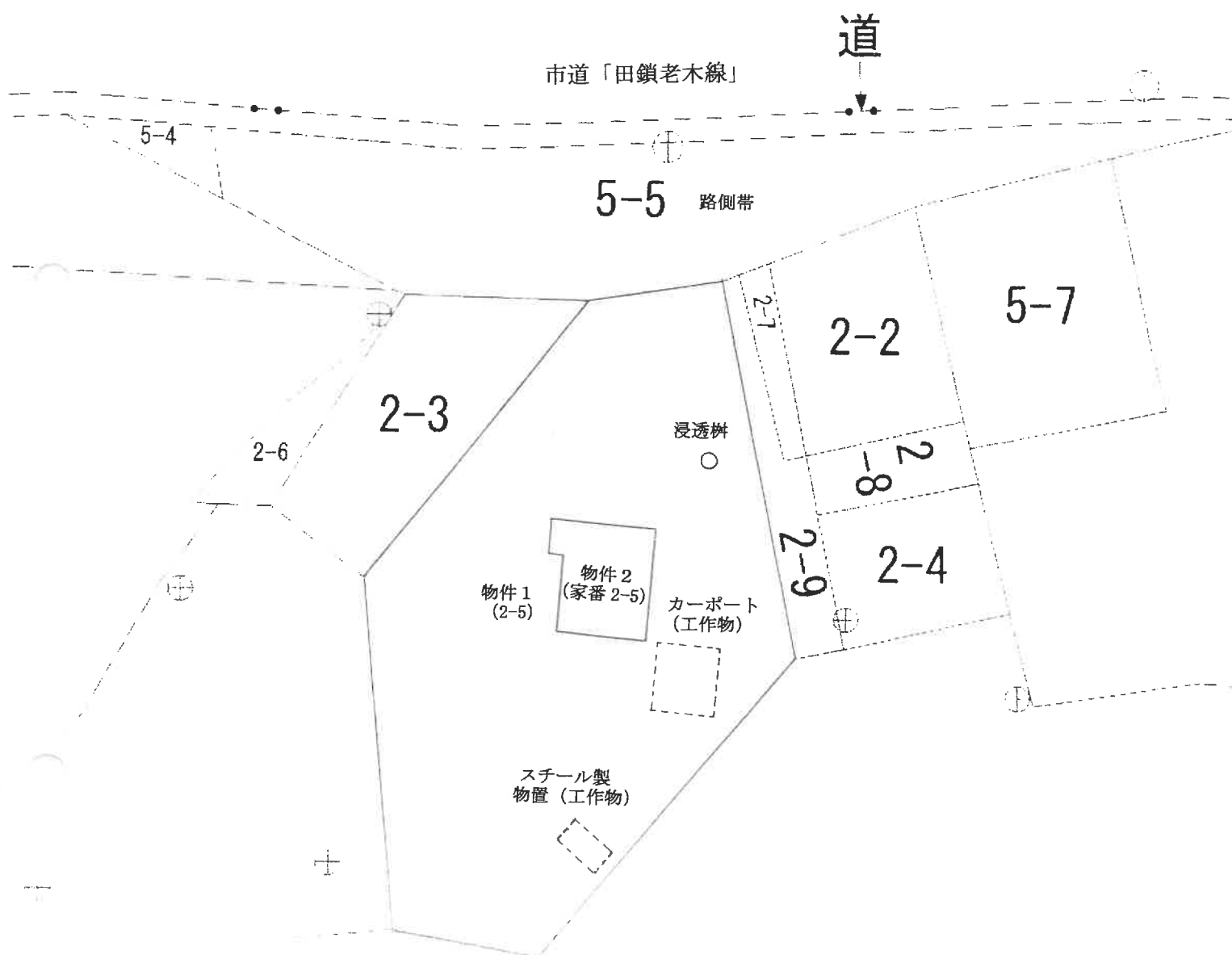
縮尺 1/250

申請人

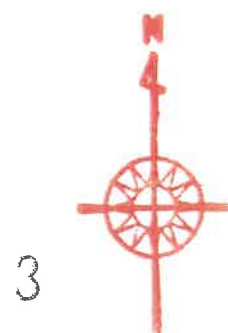
縮尺 1/500

A4判に縮小

配置図

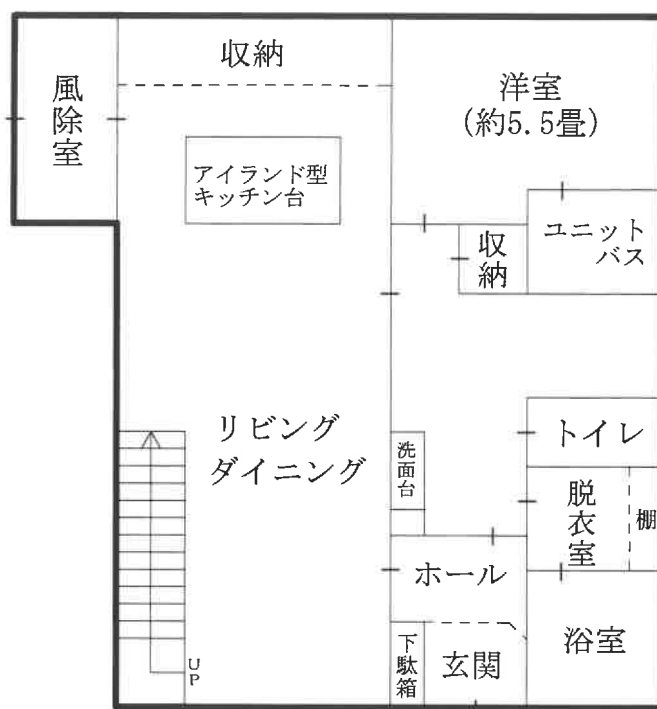


1-1



S ≒ 1/500

物件 2
1 階



2 階

